

# 所得税の確定申告は 2月17日(月)～3月16日(月)まで



■ お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22 - 1010

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。

※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしています。

**確定申告が必要な方**

- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方



# 住民税(町県民税)の申告は 2月17日(月)～3月16日(月)まで

■ お問い合わせ先 町税務課(担当・田辺) ☎ 32 - 6702

申告期間	会場	受け付け時間
2月17日(月)～3月16日(月) (土、日、祝日除く)	町役場 1階 町民プラザ	午前9時～11時
		午後1時～4時

※2月17日(月)、18日(火)に限り、税理士による申告指導を行います。(税に関する相談は受け付けておりませんのでご了承ください。)

※所得税の確定申告は、内容によっては敦賀税務署での申告となります。

※福井税務署(福井市春山1-1-54・☎0776-23-2690)では、2月24日(月)及び3月1日(日)を閉庁日対応として、確定申告書用紙の配付や申告相談、確定申告書の收受及び納付相談を行います。

**確定申告及び住民税(町県民税)申告受け付け 会場・日程**

町では、2月17日から令和2年度住民税(町県民税)の申告受け付けを始めます。

住民税(町県民税)申告が必要な方は、期間中に必ず申告を行ってください。

**申告が必要な方**

令和2年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

- 令和元年中に所得のあった方
- ※所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくとも町役場から申告案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

申告延長受け付け日	受け付け時間
2月28日(金)	午後5時30分～8時 ※午後7時30分までに会場にお越しください。
3月5日(木)	
3月10日(火)	

※住民税(町県民税)申告の受け付けに限りです。(確定申告は受け付けできません。)

**住民税申告の延長受け付け**

申告受け付けの時間内にお越しただけない場合は、住民税申告の延長受け付けをご利用ください。

**確定申告により所得税が還付される方**

確定申告の必要がない方も、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 家を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合 等

**復興特別所得税の記載漏れにご注意を**

平成25年から令和19年まで、復興特別所得税(原則として所得税の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

記載漏れのないようにしてください。

**「申告に必要なもの」**

- 印鑑
- マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)
- 令和元年年分源泉徴収票(給与、年金)
- 収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)
- 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等明細の分かるもの)、医療費通知書
- 寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書
- 町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があった方は、送付された書類
- 利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの

**国民健康保険 加入者の皆さまへ**

町が発行している「医療費通知書」には、10月診療分までしか表記しておりません。

10月以降の医療費については、明細書の作成が必要となります。

**「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください**

◆電話相談センター  
※国税局の職員がお答えします。  
敦賀税務署に電話 ☎ 22 - 1010  
自動音声案内に従い番号を選択

◆国税に関する一般的な質問  
↓「1」を選択

◆確定申告に関する質問・相談  
↓「0」を選択  
「確定申告電話相談センター」を開設  
1月16日(木)～3月16日(月)

◆パソコンからのアクセスはこちら  
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm

◆スマートフォンからのアクセスはこちら  
https://www.nta.go.jp/m/taxanswer

◆タックスアンサー  
※税に関する身近な情報をお届けします。

**進化するスマート申告**  
スマホ×確定申告

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方等、スマホでの確定申告をご利用いただける方の範囲が広がります。

## ネットで便利!! 確定申告

町と税務署では、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」を活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

**ステップ①** 国税庁ホームページへアクセス

**ステップ②** 申告書を作成

**ステップ③** e-Taxで送信して提出  
印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます

※マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方はまたは税務署が発行したID・パスワードをお持ちの方は、e-Taxを利用して作成した申告書等を税務署に送信できます。また、町役場の申告会場に専用端末を設置していますので、ご利用ください。

**メリット**

- ①税務署に行く必要がなく、24時間いつでも利用可能です。
- ②自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ③データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。また、保存したデータは翌年以降も利用できます。

**申告での注意点**

◆次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いします。

- 営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受ける方は、令和元年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。
- ※様式は町ホームページからダウンロードできます。
- ※医療費通知書を添付する場合、医療費控除の明細書の記載を簡略化でき、医療費の領収書保存も不要となります。

◆町役場の申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。

- 営業所得の青色申告
- 株式等の譲渡所得
- 土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 損益通算、繰越控除

※「令和元年年分」及び「令和元年中」は「平成31年1月から令和元年12月までの間」のことをいいます。

# ラムサール条約と三方五湖

毎年2月2日は、1971年2月2日にラムサール条約が採択されたことから「世界湿地の日」と定められています。この記念日には、湿地の恩恵や価値に目を向け、その維持と賢明な利用を行うため、ラムサール条約について啓発する取り組みが世界中で行われています。

今月号では、ラムサール条約やその指定湿地である三方五湖についてご紹介します。



↑ラムサール条約指定湿地 三方五湖

## 美浜の環境 シリーズ 124 environment

① **保全・再生**  
水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を行います。

② **ワイズユース（賢明な利用）**  
同条約では、産業と地域の人々の生活とのバランスがとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用」を提唱しています。

賢明な利用とは、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになる

**ラムサール条約3つの柱**  
この条約では、前述の目的を達成するため、次の3つの柱を条約の基盤としています。

**ラムサール条約とは？**  
ラムサール条約は、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守ることを目的に定められました。

この条約の名称は、イランのラムサールで国際会議が開催されたことにちなんでつけられた通称であり、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

**三方五湖の現状と協議会の設立**  
三方五湖は5つの湖それぞれの水深や塩分濃度の違いで多彩な生態系が育まれている等の理由から、ラムサール条約指定湿地に登録されていますが、現在、水質汚濁が問題となっています。

湖岸では、多様な生き物のすみかとなる植生帯が激減しているほか、オオクチバスやブルーギル等の外来生物の増加により在来生物が減少しており、姿を消し始めた種もいます。

こうした問題を解決するため、平成23年5月に、行政や地元住民、研究者、各種団体等からなる「三方五湖自然再生協議会」が設立されました。同協議会では、6つの部会に分かれて、ラムサール条約の3つの柱に基づき自然再生に向けたさまざまな活動に取り組んでいます。

**③ 交流・学習**  
同条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動等を進めることを決議しています。

こうした交流や学習等の活動によって次世代の人材を育成し、持続的な活動を目指しています。

ように湿地を活用していくことを意味しています。

### ■三方五湖自然再生協議会で活動する6つの部会と取り組み

部会名	主な取り組み
自然護岸再生部会	魚介類の生息に適した自然護岸の再生
湖と田んぼのつながり再生部会	水田魚道の普及・活用
外来生物等対策部会	外来生物駆除、ヒシの除去対策
環境に優しい農法部会	「ふゆみずたんぼ」や有機農法等の拡大
環境教育部会	環境教育プログラムの企画・実施
シジミのなぎさ部会	シジミの生育環境の改善

町では、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会の実現を目指し、今後とも三方五湖自然再生協議会と連携して三方五湖の環境づくりに努めていきます。

問 町住民環境課(担当・藤村)  
☎ 32-6703



## 援護事業功労者として 福嶋美智子氏が厚生労働大臣表彰を受賞

お問い合わせ先  
町福祉課(担当・関口)  
☎ 32-6704



↑戸嶋町長に受賞を報告する福嶋さん(右)

12月13日に、援護事業功労者として厚生労働大臣表彰を受賞された福嶋美智子さん(郷市)が町役場を訪れ、受賞の報告を行いました。

同表彰は、多年にわたり戦傷病者や戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護に関する事業に携わった方に授与されるものです。

福嶋さんは町遺族連合会や県遺族連合会の理事として、多年にわたり戦没者遺族等への援護事業に携わってこられた功績により、同表彰を受賞されました。

福嶋さんは「皆さんには感謝の気持ちでいっぱい。会の高齢化も進んでおり、次世代の方へ活動をつなげていきたい」と話されました。

報告を受けた戸嶋町長は「長きにわたり戦没者遺族の援護活動等を行っていただき感謝している。こうした活動は次世代の方へ伝えていただける」と感謝の意を伝えました。



## 1年間交通死亡事故なし 町が交通死亡事故ゼロ賛辞表彰を受賞

お問い合わせ先  
町住民環境課(担当・西村)  
☎ 32-6703

12月23日に、交通死亡事故ゼロ賛辞表彰伝達式が町役場で行われ、県警察本部より町へ表彰状が伝達されました。

町では、平成30年12月16日に発生した交通死亡事故以降、交通死亡事故ゼロが続いたことから同表彰が行われました。

三澤茂敦警察署長から表彰状を受け取った戸嶋町長は「交通安全協会や交通指導員をはじめとした町民の方々の地道な活動のおかげで、こうした表彰をいただくことができた。町としても、各所と連携を図りながら、交通死亡事故ゼロの継続や交通事故減少を目指して、さまざまな取り組みを進めていきたい」と話しました。

過去10年間に町内で発生した交通死亡事故は計8件で、交通死亡事故ゼロの期間は最長で981日(平成25年3月21日～平成27年11月27日)となっています。

過去10年間に町内で発生した交通死亡事故は計8件で、交通死亡事故ゼロの期間は最長で981日(平成25年3月21日～平成27年11月27日)となっています。



↑三澤署長(左)から表彰状を受け取る戸嶋町長

### ■町内での交通死亡事故件数(過去10年)

	H22	H23	H24	H25	H26
交通死亡事故件数	1	1	0	1	0
	H27	H28	H29	H30	R1
交通死亡事故件数	1	0	1	3	0

● 町農業委員会事務局  
(担当・山本) ☎32-6706

● 許可申請締め切り日  
○総会開催月の10日まで  
(閉庁日の場合は直前の閉庁日)

● 臨時に総会を開催する場合もありますので、事前に事務局までお問い合わせください。

● 総会開催日  
○変更前 毎月28日  
○変更後 奇数月28日

● 美浜町農業委員会総会の開催月変更のお知らせ  
令和2年4月から、農業委員会総会の開催月が変更となります。変更に伴い総会は原則として年6回の開催となりますので、許可申請を行う際は、開催月や締め切り日に留意してください。

● お知らせ  
美浜町農業委員会総会の開催月変更のお知らせ

# 情報BOX

Mihama Information

美浜町役場  
〒919-1192 美浜町郷市 25-25  
☎ 0770-32-1111(代表)  
FAX 0770-32-1115(代表)  
HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

美浜発電所1、2号機の廃止措置工事の状況について

美浜発電所1、2号機については、平成27年3月17日に廃炉が決定され、平成29年4月19日に原子力規制委員会より廃止措置計画の認可を受け、同年8月から廃止措置工事が進められています。

工事は令和27年度の完了が予定されており、約30年の全体工程を4段階に区分し、段階的に進められています。現在は第1段階の解体準備期間として、これまでに①系統除染、②残存放射能調査、③タービン建屋内機器等の解体が実施されています。

廃止措置段階	予定期間	工事内容
【第1段階】 解体準備期間	平成29年度 ～ 令和3年度	①系統除染 ②残存放射能調査 ③タービン建屋内機器等の解体撤去 ④核燃料物質の搬出(新燃料)
【第2段階】 原子炉周辺設備 解体撤去期間	令和4年度 ～ 令和17年度	・原子炉周辺設備の解体撤去 ・核燃料物質の搬出(使用済み燃料) ・2次系設備の解体撤去
【第3段階】 原子炉領域 解体撤去期間	令和18年度 ～ 令和23年度	・原子炉領域の解体撤去 ・2次系設備の解体撤去 ・原子炉周辺設備の解体撤去
【第4段階】 建屋等 解体撤去期間	令和24年度 ～ 令和27年度	・放射線管理区域の解除 ・建屋等の解体撤去

## 情報公開・個人情報保護運用 実施状況をお知らせします

町では、町民参加による開かれた行政を推進するため、行政文書の公開を行っています。

また、町民の皆さんのプライバシーを保護し、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保するため、本人からの請求により、自己の個人情報の開示を行っています。平成30年度の運用実施状況は、次のとおりです。

- 情報公開制度  
非公開 1件
- 個人情報保護制度  
開示請求はありませんでした。

## 教育委員会からのお知らせ

12月20日に開催された第10回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。

- 議案第33号  
就学すべき学校指定変更について

☎32-6708

## 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成31年1月から令和元年12月末までの閲覧状況は次のとおりです。

閲覧者氏名 (法人の場合は名称及び代表者または管理者名)	閲覧事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
(一社)福井情報技術協会 代表理事 三上 政幸	「ボランティア活動に関するアンケート」 (委託者:福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課長)	平成31年 1月25日	町内一円・51名
(株)インテージリサーチ	「旅行・観光消費動向調査」 (委託者:国土交通省観光庁観光戦略課長)	令和元年 5月28日	久々子、矢筈、河原市・85名
(一社)中央調査社 会長 大室 真生	「くらしと環境に関する世論調査」 (委託者:(株)時事通信社 大阪支社長)	令和元年 6月14日	20歳以上男女 早瀬、新庄・46名
福井県全国家計構造調査 指導員 (福井県地域戦略部統計情報課 人口統計グループ)	「2019年全国家計構造調査の調査予定世帯を抽出するために作成する調査」	令和元年 8月9日 ～30日	久々子、金山、大藪 けやき台、佐田、北田・374名
(一社)福井情報技術協会 代表理事 三上 政幸	「福井県長期ビジョンに関する県民アンケート」 (委託者:福井県地域戦略部未来戦略課長)	令和元年 8月19日	町内一円・63名
(一社)福井情報技術協会 代表理事 三上 政幸	「たばこに関するアンケート調査」 (委託者:福井県健康福祉部保健予防課長)	令和元年 8月19日	町内一円・30名
(一社)福井情報技術協会 代表理事 三上 政幸	「福井県女性の人生選択と自己実現に関する調査」 (委託者:福井県地域戦略部県民活躍課長)	令和元年 10月16日	町内一円・27名 (20～40代女性)

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・青池) ☎32-6703

①系統除染工事  
機器解体時の作業員の被ばく低減を図るため、放射性物質を含んだ熱水が通る1次系配管等に化学薬品を循環させ、配管内に付着した放射性物質を取り除くものです。  
(平成30年3月に作業完了)

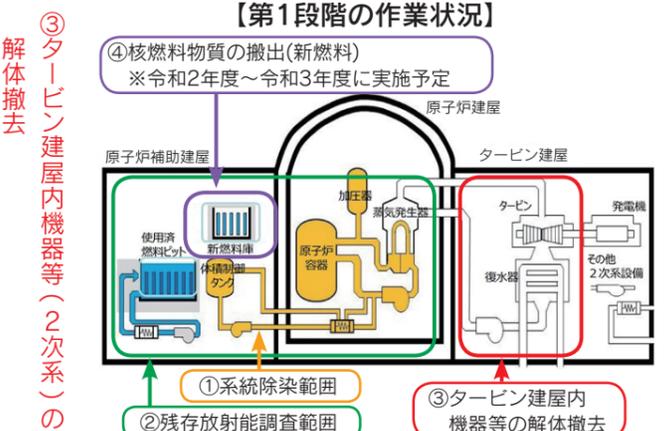
②残存放射能調査  
作業員の被ばく低減を考慮した適切な解体工法・手順を策定することを目的に、原子炉容器外の線量測定や原子炉容器内外の試料採取・分析を行い、残存する放射能を評価し、汚染状況を把握するものです。  
現在は、線量測定及び原子炉容器内外の試料採取が完了し、分析・評価を行っています。

### 【第1段階の作業工程】

工事名	工程(年度)				
	H29	H30	R1	R2	R3
①系統除染(完了)	完了				
②残存放射能調査			現時点		
③タービン建屋内機器等の解体撤去					
④核燃料物質の搬出(新燃料)					

③タービン建屋内機器等(2次系)の解体撤去  
放射性物質による汚染のないタービン建屋内機器等(保温材、タービン、復水器、配管等)の解体撤去作業です。現在は、タービン本体の取り外しが完了し、復水器本体等の解体撤去にむけて周辺配管の撤去を行っています。

町では、廃止措置工事の進捗について、適宜現地を調査する等、安全を最優先に工事が実施されるよう確認してまいります。



### 町立小学校及び中学校の 休業日の変更になります

町では、教職員の働き方改革を進めるため「美浜町立小学校及び中学校の管理規則」を改正しました。規則の改正により「学年始め休業」及び「夏季休業」が次のとおり変更となります。

- 変更内容(令和2年4月1日施行)
- 学年始め休業  
変更前…4月1日～4月5日  
変更後…4月1日～4月8日
- ※入学式は4月9日となります。
- 夏季休業  
変更前…7月21日～8月31日  
変更後…7月21日～8月28日

問 町教育政策課(担当・浜野)

☎32-6708

ふるさと納税寄付実績について  
2019年のふるさと納税寄付実績は次のとおりです。

- 寄付件数 10,077件
  - 寄付金額 1億2240万6千円
- 寄附金は「がんばる美浜人応援事業」等のまちづくり事業に活用しております。ご寄付いただいた皆さま、誠にありがとうございました。
- 町では、ふるさと納税の返礼品を提供いただける事業者の方を随時募集しております。

問 町産業振興課(担当・後藤)

☎32-6714



### 防災用資機材を整備しました。

町では、令和元年度コミュニティ助成(自主防災組織育成)事業により、興道寺区自主防災組織の防災用資機材を整備しました。



↑整備した防災用資機材(物置、灯光器、発電機、スコップ、掛矢、ハンマー等)

※この事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの収益の一部を財源として、宝くじの普及広報事業を目的として各種のコミュニティ活動を対象に助成するものです。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716

### 防災行政無線を用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験を実施します

【日時】 2月19日(水) 午前11時頃(国民保護情報)

実施日時	情報伝達手段	放送内容
2月19日(水) 午前11時頃	防災行政無線 及び 音声告知放送	<チャイム> 「これは、Jアラートのテストです」(3回) こちらは、防災美浜町です。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716

### 募集・申請等

#### 通話録音装置を貸し出します

町では、警告メッセージ付き通話録音装置を貸し出します。着信前に、会話内容を自動録音する旨のアナウンスが行われ、迷惑電話や犯罪等を抑止します。

- 対象 美浜町に住民票がある高齢者等(1世帯1台限り)
- 貸出期間 1年間(延長可能)
- 費用 無料
- ※電気代や装置の設置・維持管理費等は自己負担となります。
- 装置の特徴  
着信前に「この電話は振り込め詐欺等の犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスされます。緊急通報装置等を使用している場合は、通話録音装置が設置できない場合があります。
- 申込方法  
町住民環境課に設置している申請書に記入の上、提出してください。希望者多数の場合は先着順になります。設置後はアンケート調査にご協力いただきます。

問 町住民環境課(担当・浜野)

☎32-6703

### 道路橋の点検・修繕を実施しています

福井県内の道路にかかる橋梁は、約3割が建設後50年以上経過する等、老朽化が進んでおり、一部の橋梁では鋼材の腐食やコンクリートの剥がれ落ち等の損傷が生じています。福井県道路メンテナンス会議の各道路管理者は、利用者の安全・安心確保のため、全ての橋梁・トンネル等について、5年に一度の点検及び修繕を進めています。点検や修繕では、交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



町道松原和田線 和田橋(美浜町)

福井県道路  
メンテナンス会議



※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・増田) ☎32-6707

### イベント・行事

#### ふるさとジヨブフェア inふくい嶺南が開催されます

地元企業約90社が参加するほか、各種相談コーナー等も設けられますので、ぜひご参加ください。

- 日時 3月7日(土)  
午後1時30分～4時30分
- 会場 きらめきみなと館  
(敦賀市桜町1-1)
- 問 大学生等企業説明会実行委員会  
☎0770-5319705

### 教室・講座・ 説明会等

#### 子育て支援センターの 催しをお知らせします

- さくらんぼひろば
- ◆「節分会」
- 日時 2月3日(月)  
午前10時45分～11時15分
- 会場 子育て支援センター
- 対象 在宅児と保護者
- 内容 節分にちなんだお話やゲームを楽しみましょう。

問 子育て支援センター

(担当・宇佐美) ☎32-0192

### JR 美浜駅前広場等活用基本計画(素案)のパブリックコメントを実施します

町では、JR美浜駅を核とする中心部と周辺住宅地や町内の各集落地が利便性の高い公共交通網で結ばれ、医療や福祉、子育て、商業等の生活サービスを受けることができ、誰もが楽しく集い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進め、駅周辺の再開発を含めた中心部ににぎわいや町の活性化を図るため、JR美浜駅前広場等の改修、開発及び活用に向けたJR美浜駅前広場等活用基本計画の策定に取り組んでいます。このたび、計画書の素案がまとまったため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

●募集期間

1月31日(金)～2月20日(木)

●提出方法

町土木建築課に直接持参、または郵送、FAX、電子メールにて受け付けます。詳しくは町ホームページまたは役場1階町民プラザ情報公開コーナーでご確認ください。

※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・山本) ☎32-6707

### もの忘れ相談会を開催します

- 日時 2月28日(金)  
午後2時～3時
- 会場 なびあす
- 対象 町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族
- 費用 無料
- 定員 2人
- その他 事前申込が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 町福祉課 高齢者支援センター

(担当・藤木) ☎32-6704

### 生き生き健康教室 第3弾を開催します

町では、介護予防を目的として、生き生き健康教室を開催します。

- 日時 2月6日(木)、20日(木)  
午前9時30分～10時45分
- 場所 南西郷公民館
- 講師 (株)SLAC  
内藤慎也氏(理学療法士)

問 町福祉課 高齢者支援センター

(担当・藤木) ☎32-6704